

国民健康保険入力データパンチ業務委託（単価契約）に係る質問及び回答

令和8年3月17日

国保年金課

No	質問内容	回答
1	仕様書16項に再委託禁止の旨記載されておりますが、コンソーシアム契約を締結した県外企業にてデータパンチ作業を行うことは可能でしょうか。	仕様書第16項のとおりで、コンソーシアム契約を想定しているものではありません。 他の企業にてデータパンチ作業を行う場合は一部再委託の申請書等を提出していただき、本市の承認を得た場合には可能です。
2	パンチするためにお預かりする原票についてご教示ください。 パンチに際して原票をスキャンし、データ化を想定しております。 複写式になっているような薄い用紙であったり、パンチャーで穴をあけてつづりで紐でまとめてあったりしますでしょうか。 原票の連続スキャンが難しいような状況かどうか確認させてください。	複写式のものではなく、基本的には上質紙で一部再生紙も混在しております。お見込みのとおり穴をあけて50枚束でつづられた状態で搬入します。また、連番となっているため、並び替えないようお願いします。 添付書類がついているものの中にはありますので連続スキャンは難しいと思われます。 ただし、もしスキャンした場合は、業務終了後、データを削除し、削除した旨のデータ消去報告書を提出するようお願いいたします。